

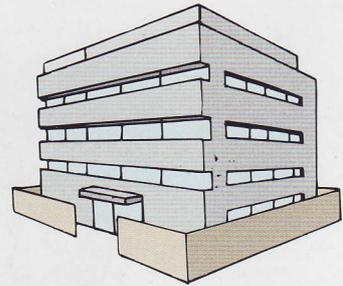
## ■就学先が決定するまで



保護者

就学時の  
健康診断

市町村就学指導委員会  
による就学相談の実施



市町村教育委員会

就学先の決定



ポイント

まずはお子さんの発達や障害の  
状況を正しく理解することです。  
次に「どんな教育の場」がある  
のかを知ることが大切です。



ポイント

就学先については、市町村教育委  
員会が保護者や専門家の意見を聴  
き、総合的に判断することとされ  
ています。

通常の学級      特別支援学級

通級指導教室の活用

小・中学校へ就学

視覚障害

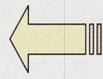
聴覚障害

知的障害

肢体不自由

病弱・身体虚弱

特別支援学校へ就学



※認定就学者  
(右頁参照)

交流及び共同学習

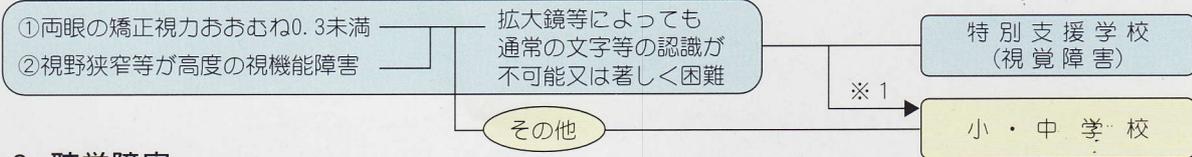
ご家庭に届く就学通知は、  
地域の小・中学校に就学する場合は  
お住まいの市町村教育委員会から、  
特別支援学校に就学する場合は京都  
府教育委員会から送付されます。

特別支援学校への就学は、市町村教育委員会から  
京都府教育委員会に対し、特別支援学校へ就学さ  
せるべき通知があり、京都府教育委員会が特別支  
援学校の指定を行います。

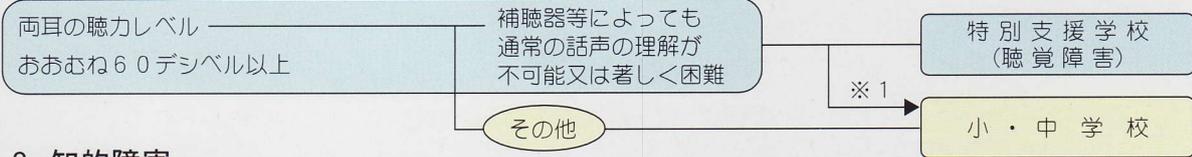
※市町村教育委員会の就学相談のほかに、京都府教育委員会でも、お子さんの障害や就学先の決定で、お悩みの保護者に対し、「就学巡回教育相談」を実施しています。ご利用ください。

# ■ 就学基準

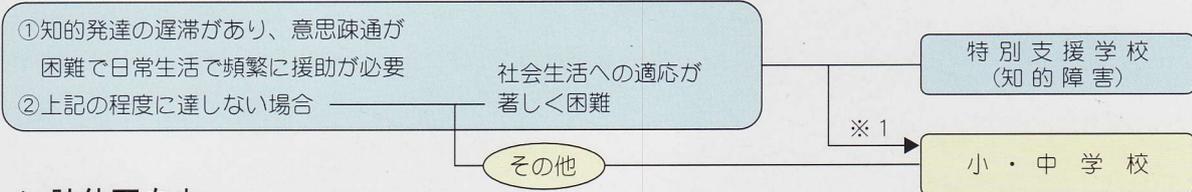
## 1. 視覚障害



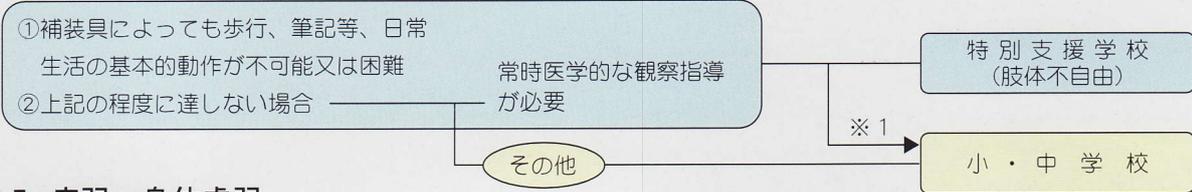
## 2. 聴覚障害



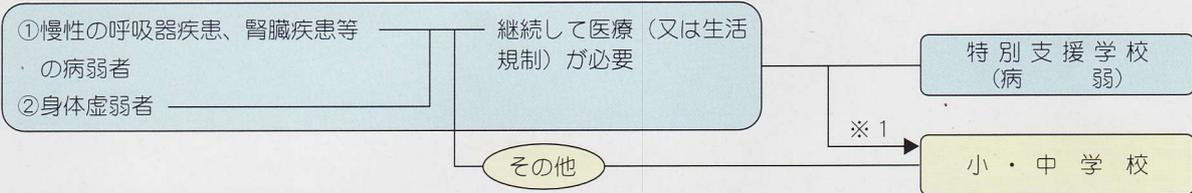
## 3. 知的障害



## 4. 肢体不自由



## 5. 病弱・身体虚弱



## 6. 言語障害及び情緒障害

障害の状態に応じて、小・中学校の特別支援学級における教育や通級指導教室による指導等様々な指導形態により教育を行う。

※1 「認定就学者」

認定就学者とは、上記基準の1～5に該当する場合でも、市町村教育委員会が地域や学校の状況、児童生徒の支援の内容、保護者の意見等を総合的に考慮したうえで、小・中学校において適切な教育を受けることができる特別の事情があると判断して、小・中学校へ就学することを認める者です。

※2 上記基準の1～5に該当しなければ、特別支援学校の小・中・学部へ就学することはできません。

## 就学指導委員会

特別支援学校の就学基準に該当する障害があっても、小・中学校へ就学できる場合があります。障害がなければ、特別支援学校へは就学できません。

特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対し、一人一人のニーズに応じた適切な就学先を決定することは、極めて重要なことです。この役割を担っているのは、市町村及び都道府県の教育委員会です。

市町村や都道府県の教育委員会が、一人一人のニーズに応じた就学指導を進めていくためには、保護者との相談を重視し、保護者や専門家の意見を聴くなどして、適切に行う必要があります。

この目的のために、市町村及び都道府県の教育委員会には、医師、教育職員、児童福祉施設職員など各分野の専門家からなる「就学指導委員会」等が置かれています。